

(平成22年11月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	17 件

北海道国民年金 事案 1777

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年11月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年11月から平成元年3月まで

私は、昭和52年4月から国民年金に加入し、結婚後も国民年金保険料を納付していた。

また、会社を退職後も国民年金に加入して国民年金保険料を納付していたが、第3号被保険者となった直前の申立期間5か月が未納とされており、保険料未納の督促を受けた記憶もないので納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年4月に国民年金に加入して以降、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険からの切替手続も適切に行っていることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間は5か月と短期間であり、申立期間直前の昭和63年8月から同年10月までの国民年金保険料を同年12月22日に納付していることが確認できる上、申立期間直後の平成元年4月からの第3号被保険者としてのオンライン処理が同年同月26日にされていることから、申立人に申立期間の保険料納付書が交付されているにもかかわらず、納付意識の高い申立人が保険料を未納のままとして、第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更届出のみを行うことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から43年3月まで

私は、申立期間について免除申請した覚えがない。申立期間当時、私の夫が勤務していた会社は給料も良く、生活するには十分すぎる金額をもらっていたので、免除になるはずがない。

申立期間の国民年金保険料については、私が、私自身と夫の二人分の保険料を3か月ごとにA市役所で納付したはずなので、申立期間の保険料が免除されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年3月に婚姻し、その後の申立人及び申立人の夫の国民年金保険料を申立人自身が納付していたと述べているところ、その夫の国民年金加入期間に保険料の未納期間は無く、申立人の同加入期間についても、婚姻前である加入当初及び昭和60年度のそれぞれ3か月以外は未納期間が無いことから申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間について、申立人の夫も申請免除期間とされていたが、当委員会に申立てがあり、その夫の当時の給与水準から申立期間を免除申請する特段の理由が見当たらないとして、国民年金保険料を納付していたと認められ、納付記録が訂正されている。

さらに、申立期間は、申立人の婚姻後であり、申立人はその夫と同一世帯であることから、申立人のみ免除期間となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から同年12月まで

昭和40年*月、私が20歳になった際、私の兄（長兄）が私の国民年金の加入手続を行ってくれ、その兄のA社（現在は、B社）の預金口座から私の国民年金保険料が引き落とされていたことを記憶している。国民年金手帳は昭和41年3月以前から持っており、国民年金保険料が納付済みとされていた記載を覚えている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であるとともに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとされる申立人の長兄は、昭和36年から60歳に到達する月の前月までの国民年金加入期間において保険料の未納は無く、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号が、申立人が結婚するまで住所を定めていたA町において、旧姓で払い出されていることが確認できるほか、申立人の同手帳記号番号は、申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、昭和40年11月から41年3月までの間に払い出されたものと推認でき、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能な時期である。

さらに、申立人は、家族の国民年金保険料を長兄名義のA社の預金口座から納付していたとしているところ、国民年金制度が発足した昭和36年4月から、申立人の母親の国民年金保険料納付済期間が、当時の老齢年金の受給権を得るために必要な10年に到達した46年3月までの期間について、申立人の申立期間以外は、家族の保険料がすべて納付されていることが確認できることから、

国民年金手帳記号番号が払い出されていた申立人の申立期間の保険料についても納付されていたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで

申立期間は、元夫と共に国民年金保険料の申請免除期間であったが、10 年以内に追納により保険料を納付することが可能であったことから、私が元夫の分と一緒に、二人分の追納保険料を金融機関の窓口で納付した。

申立期間の国民年金保険料について、夫婦共に「納付済」と記したメモが残っているとともに、元夫の当該期間の保険料は納付済みとされているので、私の当該期間が申請免除期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間である上、当該期間前後の年度に係る申立人の国民年金保険料は、申立人の元夫と共に追納により納付されており、その元夫の当該期間に係る保険料も追納により納付済みであることが確認できることから、元夫の保険料と一緒に納付していたとする申立人が、当該期間について、元夫の保険料のみ納付し、自身の保険料を納付しなかったものとは考え難い。

また、申立人が現在所持しているメモにより、申立期間は申立人の元夫と共に国民年金保険料が納付済と記載されていることが確認でき、申立人は、当該メモに記載されている金額は当時所持していた領収書から転記したとしているところ、納付したものとして記載されている金額（申立期間も含む。）は、納付が必要な実際の国民年金保険料額と一致しているとともに、申立人の当該メモに「納付済」と記載されている期間は、申立期間を除いてすべてオンライン記録と一致していることから、当該メモの記載内容には信憑性^{しんぴようせい}がうかがわれる。

さらに、i) オンライン記録により、昭和 55 年 1 月から同年 4 月までの申立人の国民年金追納保険料の納付書は 1 枚であったことが確認できるが、納付

記録では同年1月から同年3月までが納付済で同年4月は未納とされていること、ii) オンライン記録において、申立期間のうち、申立人の55年5月から同年8月までの期間の追納申込の記録は確認できず当該期間の保険料は未納とされているが、申立人の元夫は、申立期間の全期間について追納申込の記録は確認できないものの、当該期間の保険料は納付済みとされていることなど、行政の記録管理には不適切な処理が散見される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1781

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月から51年3月まで

国民年金については、親から厳しく教えられたことから、私自身が加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、私が郵便局やA銀行B支店（当時）の窓口で納付したと記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と短期間であり、申立人は、申立期間以降、第3号被保険者期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、その大部分を一括納付又は前納により納付していることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、国民年金第1号被保険者と第3号被保険者との切替手続も適切に行っている上、申立人の国民年金記号番号については、その前後の番号の被保険者状況調査により、昭和50年10月ごろ払い出されたと推認でき、当該払出時点においては、保険料を現年度納付することが可能であることから、保険料の納付意識が高かった申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち昭和33年8月5日から35年4月1日までの期間及び申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を33年8月5日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年3月1日から35年4月1日まで
② 昭和35年4月1日から同年9月1日まで

昭和33年3月1日から35年3月31日までA社C作業所にD業務員として勤務し、その後、35年4月1日に同社B出張所に転勤し、37年10月31日まで引き続きD業務員として勤務していたが、勤務期間のうち申立期間①及び②について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

継続して勤務していたので、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社E支店では、「申立人の在籍を確認できる資料や当時の社会保険に関する資料は保存されていない。申立期間①の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況については分からない。」と回答しているが、申立期間①のうち昭和33年8月5日から35年4月1日までの期間については、申立人の同社C作業所に勤務するに至った経緯及び業務内容に関する具体的供述、複数の同僚の「申立人は、C作業所の開設時（昭和33年8月）からD業務員として勤務しており、D業務員は申立人のみであった。」との供述があること、同社同支店が保管する資料によると、同社同作業所の開設期間は33年8月5日から35年4月20日までであるとの記載が確認できる

こと、同社同作業所の開設当初から勤務している同僚及び同作業所の開設時の事務担当者から34年8月ごろに事務を引き継いだとする同僚からは、同作業所の開設当初から申立人が勤務していたとする供述が得られたこと、及び申立人が保管する34年4月分及び35年3月分のもので推認できる給与明細書並びに35年3月31日付けの定期昇給通知書から判断して、申立人は、当該期間において同社同作業所に勤務していたと認められる。

また、申立人が当時の同僚として名前を挙げた3人のうち、C作業所の開設時の事務担当者から昭和34年8月ごろに事務を引き継いだとする事務担当者は、「申立人は、A社C作業所の現場雇用の準社員であった。現場雇用の準社員は社会保険の加入対象者であり、当然厚生年金保険料は控除されていたと思う。私も最初は別の出張所で現場採用の準社員であったが、採用と同時に社会保険に加入している。また、A社C作業所に係る臨時雇用の業務員等はC作業所において厚生年金保険の加入手続を行っていたが、申立人のような現場採用の準社員については同作業所を管轄する同社B出張所において厚生年金保険の加入手続を行っていたと記憶している。」と供述しており、申立人から提出された35年3月31日付けの定期昇給通知書の発行事業所名もA社B出張所となっていることが確認でき、当該同僚の供述と符合している。

さらに、オンライン記録により申立期間①当時、A社C作業所及び同社B出張所において厚生年金保険の加入記録が確認できる11人のうち、所在が確認できた9人に同社における厚生年金保険の適用状況等について照会し、5人から回答が得られたところ、申立人と同様、準社員のD業務員として昭和33年4月にB出張所に入社したとする同僚は「準社員は、採用後一定期間を経てから厚生年金保険に加入させるような慣行はなく、私は入社時から厚生年金保険に加入している。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち昭和33年8月5日から35年4月1日までの期間について、A社C作業所の現場雇用の準社員として、同社B出張所において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同職種の同僚の標準報酬月額の推移及び申立人から提出された昭和34年4月分及び35年3月分と推認できる給与明細書の厚生年金保険料控除額から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社E支店では、申立人の在籍を確認できる資料や当時の社会保険に関する資料は保存されていないため、同保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者標準報酬月額算定基礎

届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係るこれらの届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る同保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、申立人から提出された給与明細書（昭和 35 年 4 月分から同年 8 月分まで）、事業主の回答及び複数の同僚の「申立人は昭和 35 年 4 月 1 日から D 業務員として A 社 B 出張所に勤務していた。」とする供述から判断して、申立人は申立期間②において同社同出張所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人から提出された昭和 35 年 4 月分から同年 8 月分までの給与明細書の厚生年金保険料の控除額から 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社 E 支店では、「申立人が保管していた申立期間②に係る給与明細書の記載から、申立人は申立期間②において同社 B 出張所に在籍していたことが推測できることから、当社の厚生年金保険の被保険者資格取得に係る届出漏れの可能性がある。」と回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る同保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間①のうち、昭和 33 年 3 月 1 日から同年 8 月 4 日までの期間については、A 社 E 支店に照会したところ、「申立人の在籍を確認できる資料や当時の社会保険に関する資料は保存されていない。」と回答しており、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について関連資料等を得ることはできない。

また、上述のとおり、A 社 C 作業所の開設期間は、昭和 33 年 8 月 5 日から 35 年 4 月 20 日までであり、同作業所の開設当初から勤務している同僚及び上記事務担当者からは、申立期間①のうち 33 年 8 月 5 日より前の申立人の勤務状況を確認できる供述が得られない。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2903

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、26万円であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 3 月 1 日から 9 年 9 月 11 日まで

A社に採用される際、月給 32 万円、賞与相当分月 8 万円（年 96 万円）の合わせて月額報酬 40 万円で雇用された。しかしながら、年金記録によれば、申立期間の標準報酬月額が 9 万 2,000 円となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、26 万円と記録されていたが、平成 9 年 5 月 8 日付けで、厚生年金保険被保険者資格取得日である 8 年 3 月 1 日まで遡^{そきゅう}及して 9 万 2,000 円に減額訂正されていることが確認できる上、A社の代表取締役を含む 6 人（申立人を除く。）についても、同様に、当該処理日において標準報酬月額が遡^{そきゅう}及して減額訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所では「申立期間当時の総務及び経理の担当者は退職しており、貸金台帳、源泉徴収簿等の資料についても処分されているが、申立期間当時は関連会社の倒産による残務整理の時期であったので、資金繰りが苦しく、標準報酬月額を減額申請していた可能性はある。」と回答している上、滞納処分票により、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

さらに、申立人の雇用保険の被保険者記録における離職時賃金日額から算出した報酬月額及び申立人の銀行口座に振り込まれた申立期間に係る給与額は、訂正前の標準報酬月額（26 万円）を超える額であると認められる。

加えて、当該事業所が加入していた B 健康保険組合の記録により、申立人の

申立期間に係る標準報酬月額が26万円であることが確認できる上、当該事業所が独自に作成した「個人別社会保険料一覧」に記載されている申立人の厚生年金保険の保険料控除額は、標準報酬月額26万円に見合うものである。

これらを総合的に判断すると、平成9年5月8日付けで行われた遡^{そきゅう}及訂正処理は事実に即したものと考^{かん}え難く、8年3月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所(当時)に当初届け出た標準報酬月額の記録から、26万円に訂正することが必要である。

北海道厚生年金 事案 2904

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月 1 日から 42 年 4 月 30 日まで
② 昭和 43 年 4 月 1 日から 46 年 8 月 26 日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間は脱退手当金を受給しているため年金額に算入されないとの回答があった。

脱退手当金を請求したことも、もらった覚えもないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①の以前の被保険者期間、並びに申立期間①及び②の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が4回の被保険者期間のうち2回の被保険者期間の請求を失念するとは考え難い上、申立期間①及び②の両申立期間の間にある被保険者期間は、同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間②に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人の被保険者資格の喪失日である昭和46年8月26日の前後2年以内に被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給資格がある女性の被保険者11人のうち、脱退手当金の支給記録がある者は申立人のみであり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、オンライン記録によると、申立期間の脱退手当金は昭和46年11月29日に支給決定されたこととされているが、申立人がその直前の同年9月ごろに国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることを踏まえると、

当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を27万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 21 日

「ねんきん定期便」を確認したところ、A社における申立期間の標準賞与額が26万円となっていることが分かった。

私が所持する平成17年12月分賞与支給表では、当該賞与の支給総額は27万円と記載されており、当該賞与支給額に見合う厚生年金保険料も控除されていることが確認できるので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社から提出のあった平成17年12月分賞与支給表により、申立人は申立期間において、その主張する賞与額(27万円)の支払いを受け、当該標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、当該賞与支給表において確認できる厚生年金保険料控除額から、27万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届によれば、申立人の申立期間に係る標準賞与額は26万円と記載されていることが確認できることから、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額を26万円として届け、その結果、社会保険事務

所(当時)は、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和46年4月1日から48年3月19日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を46年4月1日、同資格喪失日に係る記録を48年3月19日とし、申立期間の標準報酬月額を46年4月から同年9月までは3万9,000円、同年10月から48年2月までは4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月又は46年1月から48年3月まで

D学校在学中に、学校にきた求人に応募して昭和45年5月からA社C支店にアルバイトとして勤務し、E業務に従事していた。同年10月に退社した後、同支店から「再度勤務してほしい。」との要請があったので、同年12月末か46年1月初めから再び同じ業務にアルバイトとして従事し、48年3月にD学校を卒業するまで勤務していたが、1回目に勤務した期間については厚生年金保険の加入記録が確認できるのに対し、2回目に勤務した申立期間については同保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

i) 申立人がA社C支店で一緒に勤務していたと供述する者一人、及び同社同支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、昭和46年4月1日に同社同支店で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる者一人が、いずれも、「私が昭和46年4月にA社C支店に入社した時、申立人は勤務していた。」と供述していること、ii) 申

立人が48年3月19日付けのD業務関連資料を保管していることから判断すると、申立人は、申立期間のうち46年4月1日から48年3月19日までの期間において同社同支店に勤務していたことが認められる。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚6人のうち1人、及び当該事業所に係る被保険者原票により、申立期間前後において当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者13人のうち1人が、いずれも、「私は正社員であったが、D業務に従事するアルバイト従業員が休んだ時は、代わって同業務に従事した。」と供述していることを踏まえると、当時、当該事業所において、D業務に従事していたアルバイト従業員は申立人一人だけであったと考えられるところ、当該事業所に係る被保険者原票によると、申立人は、当該事業所にアルバイト従業員として最初に勤務したとする昭和45年5月20日から同年10月1日までの期間においては厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる一方で、当該同僚6人のうち生存及び所在が判明した者5人及び当該被保険者13人の合計18人に照会したところ、回答が得られた17人から、当該業務に従事するアルバイト従業員を厚生年金保険に加入させるか否かの取扱いが46年から変更されたことをうかがわせる供述は得られず、ほかに当該事業所で申立期間において当該業務に従事するアルバイト従業員を同保険に加入させない取扱いがあったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和46年4月1日から48年3月19日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が供述する当時の給与支給額、及び申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚のA社C支店に係る昭和46年4月から47年6月までの社会保険事務所(当時)の記録から、46年4月から同年9月までは3万9,000円、同年10月から48年2月までは4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、当該期間に係る被保険者原票の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年4月から48年2月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付

する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和 45 年 12 月又は 46 年 1 月から同年 4 月 1 日までの期間については、申立人は当該事業所に 2 回目に入社した時期について具体的に記憶していない上、B 社 C 支店に照会したものの、「当社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び同資格喪失確認通知書により、当社が、申立人が昭和 45 年 5 月 20 日に同資格を取得し、同年 10 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を行ったことは確認できるが、これ以外の期間については申立人の同資格得喪確認通知書は存在せず、このほかに申立人の勤務状況等を確認できる資料も保存していない。」と回答しており、この一方で、上述の回答者 17 人のうち当該期間において当該事業所に勤務していたと供述する 15 人については、このうち 6 人が申立人を知っていると供述しているものの、いずれも「申立人の勤務期間までは記憶していない。」と供述している上、他の 9 人は、いずれも「申立人については記憶がない。」と供述しており、これらの者から申立人が当該期間において当該事業所に勤務していたことを裏付ける供述は得られなかったことを踏まえると、申立人が当該期間において当該事業所に勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは認められない。

北海道厚生年金 事案 2907

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和59年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月31日から同年6月1日まで

昭和43年3月からA社に勤務し、57年に関連会社であるB社に出向した後、59年6月1日に同社に移籍したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

i) 雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間において出向先であったとするB社に勤務していたことが確認できること、ii) 申立人がA社と一緒に勤務していたと供述する同僚、及び同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間において同社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者が、「申立人は、昭和57年に関連会社であるB社に出向し、59年6月に同社に移籍した。」と供述していることから判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和59年6月1日にA社から関連会社であるB社に移籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和59年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否

かについては、事業主は不明としているが、C厚生年金基金が保管する厚生年金基金加入員資格喪失届により、事業主が、申立人のA社における同資格喪失日を昭和59年5月31日として届け出たことが確認できる上、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を同年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を昭和33年5月1日、同資格喪失日に係る記録を同年11月21日とし、申立期間②の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月ごろから同年6月1日まで
② 昭和33年5月1日から同年11月21日まで

昭和32年4月ごろから同年10月までの期間及び33年5月ごろから同年11月ごろまでの期間において、A社C工場で季節雇用者として勤務した。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間の加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人のA社C工場へ勤務するに至った経緯及び業務内容に関する具体的な供述内容、並びに同僚の供述から判断すると、申立人は、昭和33年5月1日から同年11月20日までの期間において、季節雇用者として同社に勤務していたことが認められる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）から、申立期間①、②及びその前後の期間において、厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚50人に照会したところ、申立人と同じ季節雇用者であったとする同僚21人から回答を得たが、このうち、自身が当該事業所に季節雇用者として勤務した回数を記憶している同僚16人について、自身が記憶している勤務回数と厚生年金保険被保険者資格取得回数の関係をみ

ると、16人中13人が勤務回数と同被保険者資格取得回数が一致している。

さらに、上記同僚の複数の者から、当該事業所においては、厚生年金保険への加入について希望制は無く、入社と同時に厚生年金保険に加入する取扱いであったとの供述がある。

加えて、被保険者名簿によると、申立人は、申立期間②の前年においては、厚生年金保険に加入していることが確認できるが、同僚の供述によると、申立人は、申立期間②及びその前年のいずれも、季節雇用者としてD作業に従事していたとしており、申立期間②とその前年で、勤務形態及び業務内容に変更が無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人と同職種の同僚の標準報酬月額の記録から判断すると、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後厚生年金保険被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）は当該届を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年5月から同年10月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、事業主は、「当時の資料を保存していないため、申立人の勤務実態については不明である。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は、同僚二人の名前を挙げているが、このうち一人は、連絡が取れない上、残り一人は、姓のみしか分からないため、本人の特定ができず、いずれの同僚からも申立人の勤務実態等について、供述を得ることができない。

さらに、被保険者名簿から、申立期間①、②及びその前後の期間において、厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚50人に照会したところ、申立人と同じ季節雇用者であったとする同僚21人から回答を得たが、いずれの同僚からも、申立人の申立期間①における勤務及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を27万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月21日

申立期間当時は、A県B局C課に勤務し、D市内のE施設でF職として勤務していた。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、平成18年7月に支給された賞与の記録が無かった。

当該事業所は、賞与が支給された当時、社会保険事務所（当時）に届出を行わず、平成22年2月に届出を行ったため、厚生年金保険料を時効により納付できなくなり、当該賞与の記録が年金給付に反映されていない。

年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA県B局C課に係る給与明細書（写し）から、申立人は、平成18年7月21日に同事業所から賞与（27万2,190円）の支払いを受け、当該標準賞与額（27万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事

務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 2910

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和46年9月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月6日から同年10月1日まで

昭和43年3月18日にC社（現在は、D社）に入社後、平成22年1月21日にB社を退職するまでの期間は、D社関連会社に継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

当時は、D社E部から関連会社のA社F営業所にG業務応援社員として派遣されていたところであるが、申立期間も継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録、申立人が保管する退職所得の源泉徴収票・特別徴収票、D社（本社）から提出された人事記録簿、D社企業年金基金の加入者台帳、同社（本社）及びB社の回答により、申立人は、D社関連会社に継続して勤務し（昭和46年9月6日にD社E部からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和46年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、健康保険厚生年金保険被保険者原票におけるA社の被保険者資格取得日が雇用保険の加入記録における被保険者資格取得日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和46年10月1日を厚生年金保険被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間においてA社（現在は、B社）C工場に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、同社同工場おける申立人の同被保険者記録のうち、申立期間に係る同被保険者資格喪失日（昭和21年7月2日）及び同被保険者資格取得日（昭和21年11月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を420円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年7月2日から同年11月1日まで

昭和17年1月にA社に入社した後、54年1月に定年退職するまでの期間は、同社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社C工場において昭和17年6月1日に厚生年金保険（当時は、労働者年金保険）の被保険者資格を取得し、21年7月2日に同資格を喪失後、同年11月1日に同社同工場において同資格を再度取得しており、同年7月から同年10月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、B社（本社）から提出された「従業員の厚生年金保険の加入記録（抜粋）」（以下「加入者名簿」という。）により、申立人は、申立期間を含む昭和17年6月1日から45年9月1日までの期間は、継続して厚生年金保険の被保険者であったことが確認できることから、申立期間の前後を通じて厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

また、加入者名簿に記載されている従業員のうち、オンライン記録により当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は、申立人を

含めて16人いるが、これらの者について、加入者名簿、オンライン記録及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）における被保険者記録をみると、申立人及び加入者名簿の被保険者資格喪失日の記載が漏れている者一人を除いた14人の被保険者記録は、すべて一致していることが確認できる。

一方、被保険者名簿では、申立人の「資格喪失年月日」欄に昭和21年7月2日と記録されているにもかかわらず、「標準報酬等級並びに適用年月日」欄には被保険者資格喪失後の同年12月1日の標準報酬月額適用記録が記載されており、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、資格喪失日（昭和21年7月2日）の記録の前に資格喪失後の標準報酬月額の改定記録（昭和21年12月1日）があることが確認できる。

また、被保険者名簿において、申立人と同様、昭和21年7月2日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年11月1日に同資格を再取得している者が3人確認できるが、いずれも同資格喪失後の同年12月1日の標準報酬月額適用記録があることが確認できる上、このうち一人は、22年6月1日、23年10月1日及び24年8月1日における標準報酬月額適用の記録も確認できるとともに、他の一人については、オンライン記録において、当該期間に厚生年金保険の未加入期間は無く、被保険者期間が継続していることが確認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は、昭和17年1月1日に被保険者資格を取得し、同年3月7日に同資格を喪失した旨の記載があり、この後、20年3月1日に同資格を再度取得するまでの期間については、厚生年金保険の未加入期間となるが、オンライン記録及び被保険者名簿では、当該期間において被保険者期間は継続しており、厚生年金保険の加入期間に欠落は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録には不自然な点が散見されるなど、社会保険事務所においては当該事業所に係る年金記録の管理が適切に行われていなかったものと認められることから、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失（昭和21年7月2日）及び取得（昭和21年11月1日）に係る届出を社会保険事務所に対して行ったとは認められない。

なお、申立期間の標準報酬月額については、被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳の記録から420円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑥のうち、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の、申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、昭和45年3月は7万2,000円、同年4月は6万円、同年5月は6万4,000円、同年6月は6万円、同年7月及び同年8月は5万6,000円、同年9月は6万円、47年3月及び同年4月は6万8,000円、同年5月は8万円、同年6月は7万2,000円、同年7月は7万6,000円、48年3月は8万6,000円、同年4月は9万2,000円、同年5月は10万4,000円、同年6月は9万2,000円、同年8月は10万4,000円、49年3月から同年5月までの期間は11万8,000円、同年6月は11万円に、申立期間②に係る標準報酬月額の記録については、50年4月から同年7月までの期間及び同年9月は12万6,000円、51年3月は17万円、同年4月は16万円、同年5月は14万2,000円、同年6月は16万円、同年7月及び同年8月は15万円、同年9月は14万2,000円に、申立期間③に係る標準報酬月額の記録については、53年6月は20万円、同年7月から同年9月までの期間は17万円、54年4月から同年7月までの期間は20万円、55年4月から同年6月までの期間は22万円、56年1月は26万円、同年3月及び同年6月は24万円、同年11月は26万円、58年4月から同年7月までの期間は26万円、60年3月から同年5月までの期間は30万円、同年6月、同年7月及び62年3月は34万円に、申立期間④に係る標準報酬月額の記録については、平成2年4月は30万円、同年5月は26万円、同年6月及び同年7月は28万円、4年4月から同年12月までの期間は32万円に、申立期間⑤に係る標準報酬月額の記録については、8年6月及び同年7月は38万円、同年8月及び同年9月は36万円にそれぞれ訂正することが必要である。

また、申立人は申立期間の標準賞与額について、その主張する標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていることが認められることから、申立期間⑦については20万円、申立期間⑧については10万円、申立期間⑨については20万円、申立期間⑩については18万円、申立期間⑪については25万円、申立期間⑫については5万円、申立期間⑬については20万円、申立期間⑭については15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①から⑥までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主は、申立期間⑦から⑭までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 3 月 20 日から 49 年 7 月 31 日まで
② 昭和 50 年 4 月 2 日から 52 年 1 月 21 日まで
③ 昭和 52 年 4 月 20 日から 62 年 4 月 29 日まで
④ 平成元年 5 月 1 日から 5 年 11 月 30 日まで
⑤ 平成 7 年 12 月 1 日から 10 年 1 月 29 日まで
⑥ 平成 12 年 2 月 1 日から 19 年 12 月 31 日まで
⑦ 平成 15 年 12 月 22 日
⑧ 平成 16 年 8 月 11 日
⑨ 平成 16 年 12 月 22 日
⑩ 平成 17 年 8 月 11 日
⑪ 平成 17 年 12 月 22 日
⑫ 平成 18 年 8 月 11 日
⑬ 平成 18 年 12 月 22 日
⑭ 平成 19 年 12 月 21 日

昭和 45 年 3 月 20 日から 62 年 4 月 29 日まではA社に、平成元年 5 月 1 日から 5 年 11 月 30 日まではB社に、また、7 年 12 月 1 日からは現在も同社に勤務しているが、ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料納付額と給与明細書に記載されている保険料額が異なっている。また 15 年 12 月から厚生年金保険料が控除されている標準賞与額がねんきん定期便に記載されていない。A社とB社は名称が変わっているが同じ会社であり、給与明細書もあるので、申立期間について、標準報酬月額等の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①から⑥までの期間について、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 各申立期間のうち以下の期間については、申立人から提出されたA社及びB社に係る給与明細書から、申立人が主張する報酬月額に見合う標準報酬月額又は源泉控除された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額より高額であることが確認できることから、それぞれ以下の額に訂正することが妥当である。

申立期間①については、昭和45年3月は7万2,000円、同年4月は6万円、同年5月は6万4,000円、同年6月は6万円、同年7月及び同年8月は5万6,000円、同年9月は6万円、47年3月及び同年4月は6万8,000円、同年5月は8万円、同年6月は7万2,000円、同年7月は7万6,000円、48年3月は8万6,000円、同年4月は9万2,000円、同年5月は10万4,000円、6月は9万2,000円、同年8月は10万4,000円、49年3月から同年5月までの期間は11万8,000円、同年6月は11万円に訂正することが妥当である。

申立期間②については、昭和50年4月から7月までの期間及び同年9月は12万6,000円、51年3月は17万円、同年4月は16万円、同年5月は14万2,000円、同年6月は16万円、同年7月及び同年8月は15万円、同年9月は14万2,000円に訂正することが妥当である。

申立期間③については、昭和53年6月は20万円、同年7月から同年9月までの期間は17万円、54年4月から同年7月までの期間は20万円、55年4月から同年6月までの期間は22万円、56年1月は26万円、同年3月及び同年6月は24万円、同年11月は26万円、58年4月から同年7月までの期間は26万円、60年3月から同年5月までの期間は30万円、同年6月、同年7月及び62年3月は34万円に訂正することが妥当である。

申立期間④については、平成2年4月は30万円、同年5月は26万円、同年6月及び同年7月は28万円、4年4月から同年12月までの期間は32万円に訂正することが妥当である。

申立期間⑤については、平成8年6月及び同年7月は38万円、同年8月及び同年9月は36万円に訂正することが妥当である。

3 申立期間⑦から⑭までについては、申立人から提出された給与明細書及びB社から提出された賞与支払内訳書により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成15年12月22日は20万円、16年8月11日は10万円、同年12月22日は20万円、17年8月11日は18万円、同年12月22日は25万円、18年8月11日は5万円、同年12月22日は20万円、19年12月21日は15万円とすることが妥当である。

4 なお、申立期間①から⑥までに係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務については、事業主は、「届け出た標準報酬月額に基づい

た保険料控除額ではなく、毎月支払う給与の総支給額に対応する標準報酬月額に基づき、その都度計算した厚生年金保険料を控除していた。」と供述していることから、事業主が上記各申立期間に係る訂正前の報酬月額を標準報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は申立人が主張する標準報酬月額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間⑦から⑭までに係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとすることから、社会保険事務所は、申立人が主張する当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 5 一方、申立期間①のうち、昭和45年10月から47年2月までの期間、同年8月から48年2月までの期間、同年7月及び同年9月から49年2月までの期間、申立期間②のうち、50年8月、同年10月から51年2月までの期間、同年10月及び同年11月、申立期間③のうち、52年4月から53年5月までの期間、同年10月から54年3月までの期間、同年8月から55年3月までの期間、同年7月から同年12月までの期間、56年2月、同年4月及び同年5月、同年7月から同年10月までの期間、同年12月から58年3月までの期間、同年8月から60年2月までの期間並びに同年8月から62年2月までの期間、申立期間④のうち、平成元年5月から2年3月までの期間、同年8月から4年3月までの期間及び5年1月から同年10月までの期間、申立期間⑤のうち、7年12月から8年5月までの期間及び同年10月から9年12月までの期間、申立期間⑥については、源泉控除されていたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額に合致しているか、同記録の標準報酬月額が、給与明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額と事業主が源泉控除されていたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額のうちいずれか低い方の額と合致するか又は高い額となっていることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立期間②のうちの昭和51年12月の給与明細書を申立人は保管していないことから、給与から控除されている厚生年金保険料額及び報酬月額について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②のうちの昭和51年12月の給与からの厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②のうち、昭和51年12月について申立人が主張する標準報酬月額

に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成7年4月27日であると認められることから、申立期間②のうち、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額は、当初の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが必要である。

さらに、申立人の申立期間②のうち、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額の記録を平成6年3月から同年6月までは22万円、同年7月は24万円、同年8月及び同年9月は20万円、同年10月は22万円、同年11月から7年3月までは19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年2月1日から同年9月14日まで
② 平成6年3月31日から10年9月1日まで

平成2年11月1日から10年8月末までA社に勤務したが、5年2月1日から同年9月14日までの期間及び6年3月31日から10年8月までの期間の厚生年金保険が未加入となっている。継続して勤務し、6年4月から7年4月までの給与明細書もあるので、申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、平成6年3月31日から7年4月27日までの期間について、申立人から提出されたA社における給与支払明細書及び複数の同僚の供述により、申立人は当該期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、A社において平成5年9月14日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、6年3月31日に同資格を喪

失したことが記録されているが、同資格喪失に係る処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年3月31日の後の7年4月27日付けで行われており、同日に、申立人を含む10人の同僚の同資格喪失日が6年3月31日にさかのぼって処理されていることが確認できる。

また、上記同僚のうち、生存及び所在が確認できた6人に照会したところ、二人から回答が得られたが、そのうちの一人は、「私はA社を平成7年8月に退職した。」と供述している上、申立人の雇用保険の離職日は平成7年11月25日であることが確認でき、かつ、当該資格喪失に係る処理が行われた被保険者数からも、当該期間において同社が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、適用事業所に該当しなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、A社の当時の代表者は「私が体を悪くした以降は、後任者が運営したが経営はうまくいかなかった。」旨を供述しており、同社は、当該期間において、社会保険料の支払いに苦慮していたことがうかがえる。

これらのことを総合的に判断すると、申立人について、平成6年3月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の同社における資格喪失日は、申立人から提出された同年4月から7年4月までの給与支払明細書から、当該資格喪失に係る処理を行った日の同年4月27日が妥当である。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、当初の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが必要である。

一方、当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付を行うのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い額を認定することとなる。

したがって、申立期間②のうち、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額の記録については、平成6年4月から7年4月までの給与支払明細書において確認できる保険料控除額及び総支給額から、6年3月から同年6月までは22万円、同年7月は24万円、同年8月及び同年9月は20万円、同年10月は22万円、同年11月から7年3月までは19万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「当時の資料が無く不明である。」と供述しているが、給与支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が当該期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書で

確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①について、申立人から提出された「雇用保険被保険者離職票」によると、平成5年3月16日に離職票が交付されており、その具体的な事情として「自己都合に依る退職」と記載されている。

また、申立人は、オンライン記録により、平成5年2月1日に健康保険任意継続被保険者の資格を取得し、同年9月11日に保険料未納により同資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間①に係る勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について、当時の事業主は「当時の資料が無く、照会について回答できない。」と供述している上、上記照会に対して回答が得られた二人からも具体的な供述が得られず、確認できない。

- 3 申立期間②のうち、平成7年4月28日から10年9月1日までの期間については、A社は、6年3月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も、「当該事業所は既に業務を行っておらず、当時の資料も無いことから、照会について回答できない。」と供述していることから、申立人の当該期間に係る勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、上記照会に対して回答が得られた二人からは、いずれも申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除についての具体的な供述が得られなかった。

- 4 申立人が申立期間①及び②のうち、平成7年4月28日から10年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②のうち平成7年4月28日から10年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1782

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年3月から53年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月から53年4月まで

私は、昭和52年2月に会社を退職する際、同社の部長から国民年金への加入を勧められ、同社を退職後の同年3月ごろ、A市B区役所で申立期間に係る国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、自宅に来た集金人に納付し、国民年金手帳に領収印を押してもらっていた。

当該手帳は、役所に返却してしまったが、申立期間が国民年金に未加入で国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年3月ごろ、A市B区役所において国民年金の加入手続を行ったと述べているところ、i) A市における昭和53年度以降の申立人の国民年金過年度納付記録により、申立人は昭和51年5月14日に国民年金の被保険者資格を喪失し、53年5月20日に再加入していることが確認できること、ii) 一方、申立人の52年度の同過年度納付記録によると、49年度から52年度までの48月は免除期間となっていることから、申立人が国民年金に再加入した53年5月20日まで申立期間は法定免除期間として記録され、申立期間の国民年金保険料の納付書は交付されず、申立人は当該期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付し、当時所持していた国民年金手帳に領収印を押してもらっていたとしているが、i) A市は、集金人による保険料の収納業務を特別な事情がある場合を除き、昭和50年3月で廃止しており、申立人に保険料を集金により納付しなければならない当該事情は見当たらないこと、ii) 国民年金手帳に領収印の検認を受けることによ

る納付方法は、47年4月から廃止されていることから、申立人の申立内容は不自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月から同年6月まで

私は、国民年金の加入手続をしたことはないが、A市B区役所から年金手帳が届いた。国民年金の未納通知書も何度か届いたが、平成14年の秋ごろに同区役所で申立期間の保険料を納付した。その時、平成12年3月の未納になっている国民年金保険料も納付しようとしたが、2年以前の分は受け取れないと言われ納付できなかった。申立期間の国民年金保険料を納付したことは覚えているので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間及び未納期間について、国民年金の再加入勧奨が申立人に4回行われていたことが確認でき、そのうち、未納期間についての国民年金被保険者資格に係る処理は、A市では平成12年6月29日に、社会保険事務所（当時）では同年7月11日に行われたものと推認できるが、申立期間の国民年金再加入及び喪失について記録した形跡が無い上、申立人が再加入手続を行ったことがわける事情も見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、当該期間の納付書が申立人に交付されていたものとは考え難い。

また、申立人は平成14年秋ごろ、A市B区役所で申立期間の国民年金保険料を納付したと述べているが、申立期間の保険料は過年度納付になることから、同区役所で納付することはできず、申立内容に不自然さがみられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1784

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から61年3月まで

私は、昭和58年3月に会社を退職して間もなく結婚し、同年8月に婚姻届を提出したが、その時に国民年金の加入手続も一緒に行ったと思う。

国民年金保険料については、私の友人や姉たちから納めた方がよいと言われたので、納付書が送られてくるようになってからの保険料はすべて納付していると信じていたのに、ねんきん定期便で未納期間があることを知って驚いた。

申立期間の領収書は探しても見付からなかったが、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿により、申立期間後の昭和61年9月ごろに払い出されたことが確認できる上、申立期間について、A市における申立人の国民年金被保険者名簿が見当たらないことから、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったものと推認でき、申立期間の国民年金保険料の納付書は交付されず、保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和61年9月の時点で、申立期間のうち、58年4月から59年6月までの国民年金保険料は時効により納付することができない上、過年度納付が可能な同年7月から61年3月までの保険料について、申立人は当該期間の保険料をさかのぼって納付した記憶がなく、このほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人には別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたが、当該

同手帳記号番号の年金記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が納付された形跡は無く、同手帳記号番号は誤って払い出されたものとして取り消されており、このほかに申立人のものと思われる国民年金手帳記号番号の記録も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から54年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から54年2月まで

私は、昭和49年7月に当時勤務していた会社を退職後、A県の実家に戻り、申立期間当時は、B県や日本各地を旅行して回っていたが、私の両親が私の国民年金の加入手続を行ってくれ、54年3月に私が就職するまで、保険料を納付してくれていたと聞いている。

両親は既に亡くなっており、当時の状況は分からないが、両親が私の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ってくれていたことは間違いないと思っている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続や納付を行ったとするその両親は既に死亡しており、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の番号の被保険者状況調査により、昭和56年4月に払い出されたものと推認できるが、当該払出時点では、申立期間の大部分について時効が成立し、国民年金保険料の納付ができない上、オンライン記録及び年金手帳の記載において、申立人の国民年金の最初の被保険者資格取得は、56年4月1日とされていることから、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付できない期間であるほか、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人の両親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人の両親が申立期

間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年5月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月から59年3月まで

私は、20歳になった昭和56年*月ごろにA市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、同居していた母親が申立期間の保険料をC銀行D支店で納付してくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「昭和56年*月ごろにA市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、同居していた母親が保険料をC銀行D支店で納付してくれたはずである。」と主張しているが、申立人及び申立人の母親が同居を始めた時期は、申立人及びその母親のA市の国民年金被保険者名簿並びに母親のE町の国民年金被保険者名簿により、昭和57年4月であることが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の番号の被保険者状況調査により、59年12月又は60年1月に払い出されたものと推認でき、そのころに、申立人は国民年金の加入手続きを行ったものと認められることから、申立期間のうち、56年5月から57年9月まで(17か月)は時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立期間のうち、昭和57年10月から59年3月までの期間(18か月)については、申立人は、国民年金の加入手続きを行ったものと認められる同年12月又は60年1月の時点で、国民年金保険料をさかのぼって納付することが可能であったが、申立人は申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付してくれたはずであるとする申立人の母親は既に死亡しているため保険料の納付状況が確認できないところ、申立人は、その母親から当該期間の保険料をさかのぼってまとめて納付したと聞いた記憶もないと述

べていることから、当該期間の保険料が納付されたものとは考え難い。

さらに、申立期間は35か月と長期間であり、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2914

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月ごろから 56 年 4 月ごろまで

申立期間は、A社にパートタイマーとして勤務したが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

当該事業所に再び社員として勤務した期間（平成9年10月から12年12月（閉店）まで）については厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間について同保険の加入記録が無いのは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務に係る具体的な供述及び複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、オンライン記録によると、平成13年3月15日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿謄本によると15年4月*日付けで破産していることが確認できる上、破産管財人は、「申立期間当時の資料を保管していないので、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況等については分からない。」と供述している。

また、申立期間当時、当該事業所においてパートタイマーとして勤務していたとして申立人が名前を挙げた同僚5人及びその同僚からパートタイマーであったとして名前が挙げた同僚一人の計6人について、オンライン記録により、当時の当該事業所における厚生年金保険の加入状況を確認したところ、6人のうち5人が同保険の被保険者資格を取得している一方、残りの一人は申立人と同様、同保険の被保険者資格を取得した形跡が無いことが確認できる。このため、被保険者資格を取得し所在が確認できる4人に対し、申立期間当時

の当該事業所におけるパートタイマーに係る同保険の適用等について照会したところ、4人は、いずれも「私は、入社してからしばらく経過した後同保険に加入した。」と供述しており、そのうち二人は、いずれも「厚生年金保険については、本人が選択し加入希望者のみ加入手続を行っていた。」と述べており、そのうちの一人は「私は、見習い期間を終えた時点で厚生年金保険に加入することを希望し、同保険に加入した。」と供述し、他の一人は「私は、長く勤める自信がなかったので、勤務してからしばらくの間は厚生年金保険に加入しなかった。」と供述している。これらのことを踏まえると、当該事業所では、申立期間当時、勤務するパートタイマーの厚生年金保険の加入については、一定の見習い期間後に本人の加入意思等を確認の上、判断していたことが推認できる。

さらに、前述の供述が得られた同僚二人は、「申立期間における申立人の厚生年金保険の加入については分からない。」と述べている上、申立期間当時の当該事業所の人事担当者であったとされる3人に照会したところ、3人は、いずれも「申立期間に申立人が厚生年金保険に加入していたか分からない。」と供述しており、申立人が申立期間に厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる供述を得ることができない。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間において申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は確認できない。

その上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2915

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 10 月ごろから 62 年 2 月 1 日まで
② 昭和 62 年 3 月 31 日から 63 年 11 月ごろまで

昭和 60 年 10 月ごろから 63 年 11 月ごろまで、父親が経営する A 社に勤務したが、申立期間①及び②について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②について申立人の父親が経営する A 社に勤務していたと主張している。

しかしながら、当該事業所は、オンライン記録によると、昭和 62 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿謄本によると、平成 11 年 3 月 29 日に解散しており、事業主は病気療養中のため供述を得ることができないことから、申立期間①及び②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚一人及びオンライン記録により申立期間当時、当該事業所に勤務していたことが確認できる同僚二人の計 3 人のうち唯一所在及び生存が確認できた同僚一人に照会したところ、協力を得られず、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険の適用等について確認できる供述を得ることができない。

さらに、当該事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）を確認したが、申立人の記録が訂正されるなどの不自然な形跡も見当たらない。

- 2 申立期間①について、申立人は、当該事業所の事業主である申立人の父親に係る被保険者原票によると、申立期間①を含む昭和52年2月1日から62年2月1日までの期間、父親の被扶養者であったことが確認できる上、申立人に係る被保険者原票から、同日付けで当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年3月31日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。
- 3 申立期間②について、当該事業所に係る被保険者原票によると、申立人及び事業主である父親を含む5人全員が、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和62年3月31日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日付けで健康保険の任意継続被保険者となっており、申立人については、申立期間②のほとんどの期間（昭和62年3月31日から63年10月12日まで）が健康保険の任意継続被保険者であったことが確認できる。
- 4 申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2916

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 5 月から 34 年 3 月まで
② 昭和 53 年 6 月から 55 年 7 月まで

申立期間①は父親が経営するA社に、また、申立期間②はB社（本社は、C県内又はD県内）にそれぞれE業務員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、閉鎖登記簿謄本により、申立人は、昭和 30 年 4 月 10 日に父親が経営するA社の取締役就任していることが確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿及びオンライン記録においては、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、当該事業所は、閉鎖登記簿謄本によると、昭和 49 年 10 月 1 日付けで解散しており、事業主であった申立人の父親も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

さらに、申立人は、申立期間当時、当該事業所において一緒に勤務していた上司及び同僚の名前を記憶していないことから、これらの者に対し申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用等について照会することができず、申立内容を裏付ける供述等を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、同保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

2 申立期間②について、申立人は、勤務先であるB社の支店はF市G区に所

在していたと主張しているが、オンライン記録においてH県内にはB社という名称での厚生年金保険の適用事業所は無く、所在地を管轄する法務局において商業登記簿謄本を確認したが、当該事業所についての登記は見当たらない。

また、商業登記簿謄本によると、申立人が主張する所在地に申立事業所と名称が類似するI社が存在すること（昭和53年6月8日設立、現存。）が確認できるものの、オンライン記録では、同社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

さらに、申立人は、B社はC県内又はD県内に本社を置くJ業を営む会社であったと主張しているところ、オンライン記録により、申立期間中にB社という名称がつく厚生年金保険の適用事業所がC県内に1社（適用事業所名はK社本社。）確認できたことから、同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の加入記録は見当たらない上、K社本社は事務委託会社を通じ、「B社という会社は無く、K社本社にも平成以前の資料を保存していないので、当時のことは分からない。」と回答している。

なお、D県内でB社という名称での厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

加えて、申立人は、申立期間当時、当該事業所において一緒に勤務していた上司及び同僚の名前を記憶していないことから、これらの者に対し申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等について照会することができず、申立内容を裏付ける供述等を得ることができない。

その上、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、同保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

3 このほか、申立期間①及び②について申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2917

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月 21 日から 46 年 9 月 30 日まで
昭和 45 年 5 月 20 日から 46 年 9 月 29 日まで A 社に B 業務員として勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。
当時の給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に昭和 45 年 5 月 20 日に入社し、申立期間も継続して同社に勤務したと主張している。

しかしながら、当該事業所は、オンライン記録によると、昭和 60 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主の所在も不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、当時、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚 3 人のうち 2 人は、申立人の記憶が名字のみであることから個人を特定することができず、当時事務員であったとする他の一人も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録により申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 3 人全員（前述の当時事務員であったとする同僚一人を除く。）に申立人の勤務状況等を照会したところ、一人から回答を得られたが、同人は「申立人が A 社に勤務していたことは覚えていない。」と供述している。

その上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、同保険

料が控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 1 月 16 日から 50 年 6 月 10 日まで
② 昭和 50 年 7 月 29 日から 52 年 10 月 11 日まで

申立期間①及び②は、「A」という名称の事業所がB社（現在は、C社D店）に出店していたテナントでE業務員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

当時の給与明細書等はないが、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A」という名称の事業所がB社に出店していたテナントでE業務員として勤務していたと主張しているところ、オンライン記録により、申立期間当時、「A」と名称がつく厚生年金保険の適用事業所が9社確認することができたことから、これら9社のオンライン記録を基に、申立人が申立期間当時、一緒に勤務していたとする唯一の同僚の名字と同じ名字の者の有無を確認したところ、9社のうちF社のみにおいて同じ名字の者が一人確認できた。このため、この者に申立人の勤務状況等について照会したところ、同人は、「私は、申立期間①当時、「A」では働いていない。申立期間②当時は、F社（本社(G県)）がB社内に出店していたテナントにE業務員として勤務していた。そこでは、E業務員は私一人であり、申立人は勤務していなかった。」と供述している上、申立期間①及び②における同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人が同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録はない。

また、前述の同じ名字の者は、「申立人は、当時B社内に出店していたF社とは別のテナントに勤務していたが、そのテナントの名称は覚えていない。ま

た、B社内に、F社に類似する別の会社は存在しなかった。」と供述しており、C社D店も、「当時、「A社」という直営店は無かった。おそらく申立人の勤務先は当店のテナントであったと思われるが、当時のテナント契約書等を保存していないためその実態は分からない。」と回答しており、申立人が申立期間当時、勤務していた事業所を特定することができない。

さらに、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 11 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで
② 昭和 45 年 11 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 47 年 11 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで

昭和 44 年から 47 年まで（昭和 46 年を除く。）の毎年 11 月から翌年 3 月までの期間について、季節雇用として A 社 B 工場に勤務していた。働いていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及び A 社から提出のあった従業員名簿により、申立人は申立期間③のうち昭和 47 年 12 月 5 日から 48 年 3 月 20 日までの期間については、同社 B 工場に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立事業所である A 社 B 工場は、商業登記がされていない上、オンライン記録においても厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。このため、同社同工場と同じ C 県内にある同社 D 工場において、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できた 16 人に照会したところ、回答が得られた 12 人のうち 2 人は同社 B 工場勤務者であったことから、同工場勤務者については同社 D 工場にて厚生年金保険を適用していたと認められるが、同社同工場の健康保険記号番号順索引簿及び生年月日順索引簿では、申立期間において申立人に係る記録を確認することができなかった。

また、申立人はすべての申立期間について当時の同僚等の氏名を記憶していないことから、前述の A 社 D 工場勤務者から提供のあった「A 社 D 工場*年史」により同社 B 工場に勤務していたことが認められ、所在が確認できた 6 人に照会したところ、全員から回答が得られたが、いずれも申立人を記憶していない

ことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、A社は「申立期間当時は、申立人のような臨時員や期間工であった場合、雇用保険のみの加入で厚生年金保険及び健康保険は未加入であった可能性も考えられる。」と回答している上、E企業年金基金は、「各適用事業所から提出のあった基金の被保険者加入等の届書及び電子化されている資料を確認したところ、申立人は当基金において被保険者資格を取得していない。また、当時の基金の被保険者資格取得届は複写式なので、当基金に当該届書が提出されていなければ、社会保険事務所（当時）へも厚生年金保険の被保険者資格取得届は提出されていないと思われる。」と回答している。

加えて、申立期間①及び②について、申立人の雇用保険の加入記録が確認できないほか、申立期間③については、申立人に係る国民年金被保険者台帳により、被保険者資格を昭和47年3月30日に取得、54年8月1日に喪失し、当該被保険者期間の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

その上、申立人が申立期間①に係る求職時期は、昭和45年3月以降であると供述していること、及び上記「A社D工場＊年史」に記載がある同社B工場の設立時期から考えると、申立人は申立期間①については、申立事業所において勤務していないと判断される。

このほか、申立人のすべての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から7年5月1日まで

A社に平成4年10月から7年9月末まで継続して勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年5月1日からと記録されている。

当時の給与明細書は無いものの、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人は申立期間を含む、平成5年1月6日から7年9月30日までの期間について、A社に勤務していたものと認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は平成8年9月25日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の代表取締役であった3人のうち2人は既に死亡しており、残る一人に照会したものの、回答が得られないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、オンライン記録によると、当該事業所は、平成7年5月1日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認でき、申立人を含めた41人が同日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、申立期間当時は同保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

さらに、申立期間当時、当該事業所において経理事務を担当していた同僚は、「会社は、私が入社した当時は厚生年金保険に加入していなかったが、平成7年5月1日付けで同保険の加入手続を私が行った。また、申立人は申立期間について勤務はしていたが、会社が厚生年金保険に加入していなかったので、給

与から同保険料を控除されていなかった。」と供述している上、この同僚はオンライン記録によると、厚生年金保険に加入する以前は、国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2921

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

A社における厚生年金保険の加入期間について確認したところ、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和 63 年 7 月 31 日であるとの回答を受けた。

当該事業所には、昭和 63 年 7 月 31 日まで在籍勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 63 年 7 月 31 日まで勤務していたので、厚生年金保険被保険者資格喪失日は同年 8 月 1 日である旨を主張しているが、オンライン記録により同社は、平成 20 年 3 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、同社の申立期間当時の人事総務の事務担当者は、「A社は平成 20 年 3 月に倒産し、その際、直近 5 年以前の人事関係書類を処分しているため、申立人の退職日は分からない。」と供述しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を確認することができない。

また、オンライン記録により申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、照会に対する回答が得られた 5 人は、「申立人が会社で勤務していたことについて記憶があるが、昭和 63 年 7 月 31 日における勤務等の状況は分からない。」と述べており、申立人の退職日及び勤務状況について具体的な供述を得ることができない。

さらに、申立人は、「昭和 63 年 5 月の会社に対する社会保険事務所（当時）の調査・指導により、62 年 6 月 8 日にさかのぼって健康保険及び厚生年金保険に加入させられたため、A社に係る健康保険料及び厚生年金保険料のうち、同年 6 月から 63 年 5 月までの保険料（11 万 6,717 円）については数回に分けて

現金で事業主に納付し、同年6月及び同年7月の保険料については同年7月31日に現金で事業主に納付した。」と供述しているところ、i) 申立人が保管する申立人名義の銀行普通預金通帳の昭和63年8月1日に9,751円を引き出したことが記録されている欄に「5月分保険料」とメモ書きされていること、ii) 申立人の夫名義の郵便貯金通帳の同年11月28日に10万6,966円を引き出したことが記録されている欄に「A社へ社保料支払 S62.8から63.4まで分」とメモ書きされていること、iii) 申立人が家計簿に「会社支払分 S62.6～62.9 3万8,708円 S62.10～63.5 7万8,008円計11万6,717円」とメモ書きしていることを踏まえると、申立人は62年6月から63年5月まで厚生年金保険料を現金で事業主に納めていたことが推認できる。

一方、申立人が記入していた家計簿に、「12万6,468円(社)」と記載されているが、これについて、申立人は「A社に納めた昭和62年5月から63年7月までの健康保険料及び厚生年金保険料の総額である。」と供述しているところ、申立人に係る昭和62年6月から63年6月までの健康保険料及び厚生年金保険料は、試算により12万6,467円となり、上記家計簿に記載されている額とおおむね一致することから、申立人が主張する同年7月分の健康保険料及び厚生年金保険料は含まれていないものと推認できる。

加えて、申立人は、昭和63年6月及び同年7月の厚生年金保険料はそれぞれ支払われた給与から控除されており、このことは家計簿に記載した旨主張しているところ、年月は不明なものの、会社へ「社会保険料×2」支払う旨の記載が確認できるが、A社における申立期間当時の人事総務の事務担当者は、「申立人の昭和63年7月の健康保険料及び厚生年金保険料を同年8月10日に支給した給与(7月分)から控除していたか否か分からない。」と供述している。

その上、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い上、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 4 月 1 日から同年 7 月 29 日まで

A社で勤務していた期間の厚生年金保険の加入状況を確認したところ、申立期間について加入記録が無い。

しかし、申立期間にA社で勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及びオンライン記録により申立期間に同社で厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚の供述から判断すると、申立人は、時期は特定できないものの、申立期間当時、同社で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、「当社では、専門職として採用した者が職務遂行能力を有しているか否かを判断するため、入社後3か月の試用期間を設けている。また、この期間は厚生年金保険に加入させていない。申立人については、B専門職として働くことを志望していたため、面接時に、入社後3か月を試用期間とすること、及びこの期間には厚生年金保険に加入させないことについて説明していた。なお、申立人は、試用期間中に退職した。」と回答している。

また、A社が保管している平成5年4月分から同年7月分までの「給料台帳」により、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる者で、連絡先が確認できた9人に照会したところ、このうち一人は、「A社では、高度な専門的能力が求められる専門職として働く者については、入社後に職務遂行能力の有無等を判断するため試用期間を設けており、その間は厚生年金保険に加入できない。」と供述している。

なお、申立人が名前を挙げた同僚に照会したが、回答は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月から同年 7 月 1 日まで

申立期間はA社B支店に勤務し、正社員としてC業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。同社には保証人を立てて入社し、業務実績もあったので、厚生年金保険にも加入していたはずである。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する昭和42年4月から同年6月までの組織図（各月1日現在の本社及び出張所の在籍者氏名が記載されたもの）により、同社B出張所において申立人の氏名が確認できること、及び同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間前後に同社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、当該組織図により、同社B出張所に所属していたことが確認できる複数の者が、「具体的な期間は分からないが、申立人と一緒に勤務していた。」と供述していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社同出張所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社に照会したところ、「当社が保管する組織図によれば、申立人はD職であったことが確認できるが、D職は現地採用で、会社に籍はあるものの個人でC業務に出ていた者であり、当時、D職として勤務していた者に話を聞いたところ、『D職は歩合給制であったため、厚生年金保険には加入しておらず、給与から同保険料を控除されることも無かった。』とのことであった。なお、組織図以外の当時の資料は廃棄済みである。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった。

また、当該事業所の被保険者名簿によると、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚3人のうち、申立人が所長であったと供述する者については、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるものの、同人は既に死亡しており、申立人が自身と同様にC業務職であったと供述する者二人のうち一人については、当該事業所で同保険の被保険者であった形跡が無い上、個人を特定することができないほか、他の一人については、当該事業所で同保険の被保険者資格を取得したのは昭和42年6月1日であることが確認でき、申立期間の大半において同保険の被保険者であった形跡が無い上、その所在も不明であることから、これらの者から申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

さらに、オンライン記録により、申立期間前後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者のうち、上述の組織図によってA社B出張所に所属していたことが確認でき、生存及び所在が判明した者7人に照会したところ、回答が得られた6人のうち2人は、「現地採用のD職については、歩合給制のため厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しており、他の一人は、「当時、3か月間の試用期間があった。」と供述しているところ、当該事業所の被保険者名簿によれば、自身が記憶する入社時期から3か月後に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できるほか、別の一人は、「当時は3か月間の試用期間があり、私は入社して3か月後に正社員となって厚生年金保険に加入した。また、正社員であった者がD職に就いた場合には正社員ではなくなり、私も、D職となった時から同保険に加入しなくなった。」と供述するところ、同様に自身が記憶する入社時期から3か月後に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できるとともに、自身が記憶する退社時期の1年前に同資格を喪失したことが確認できる一方で、これらの者から同保険に加入していない期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、当該事業所の被保険者名簿によれば、上述の組織図により、当時、A社B出張所においてD職部門に所属していたことが確認できる者13人（申立人を除く。）のうち、申立人が名前を挙げた同僚一人及び上述の「D職となった時から厚生年金保険に加入しなくなった。」と供述する者一人を除く11人については、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い。

一方、当時のE健康保険組合を平成17年4月1日に合併したF健康保険組合に照会したところ、「昭和42年以前の加入記録は保管されていないため、申立人の加入状況は不明である。」と回答している。

その上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は無い。

なお、当該事業所の被保険者名簿においては、申立人の氏名は無く、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠

落したものととは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2924

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

昭和 19 年 1 月から A 社 B 営業所で C 業務員と D 作業員を兼務し、同社が E 社に吸収合併された同年 10 月以降も継続して勤務したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

私が保管している厚生年金保険被保険者証には、昭和 19 年 6 月 1 日資格取得と記載されているので、間違いなく同日から同保険に加入していたはずである。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する厚生年金保険被保険者証、厚生年金保険被保険者台帳索引票及び厚生年金保険被保険者台帳により、申立人の同保険被保険者資格取得日が、いずれも昭和 19 年 6 月 1 日と記載されていることは確認できる。

しかしながら、申立人は、A 社 B 営業所における業務内容について、C 業務員と D 作業員を兼務していたと供述しているところ、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿により、昭和 19 年 6 月 1 日に A 社で同記号番号が払い出されたことが確認でき、生存及び所在が確認された 13 人に照会した結果、回答が得られた 8 人のうち申立人を知っていると供述するとともに、申立人の業務内容に係る供述が得られた者二人は、いずれも、「申立人は C 業務員として勤務していた。」と供述している上、このうち一人は、「私も C 業務員であったが、日中は D 作業の手伝いに従事し、その合間と残業で C 業務を処理していた。」と供述する一方で、オンライン記録によると、同人も同年 10 月 1 日以前に同保険の被保険者であった形跡が無いことを踏まえると、申立人が労働者年金保険

法（昭和 16 年法律第 60 号）の対象となる筋肉労働者として勤務していたとは認められない。

一方、筋肉労働者以外の一般労働者を年金制度の対象とする厚生年金保険法（昭和 19 年法律第 21 号）が施行されたのは昭和 19 年 6 月 1 日であるところ、同法附則第 1 条、第 3 条及び第 5 条の規定に基づき、保険料徴収及び保険給付の対象となるのは、同年 10 月 1 日以降の期間とされていることから、同年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間については、保険給付の対象となる被保険者期間とは認められない。

なお、申立人の厚生年金保険被保険者台帳においては、昭和 19 年の同保険被保険者の適用範囲の拡大によって被保険者となったことを示す「改」の押印が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月 30 日から同年 10 月 11 日まで

昭和 57 年 11 月から 61 年 8 月まで A 社に事務補助として継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。年金記録では申立期間後にグループ会社である B 社で厚生年金保険に加入したことになるが、いったん退社して改めて入社したということはなく、この間も勤務場所や業務内容に変化は無かった。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間において B 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所名簿によると、B 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 59 年 10 月 11 日であることが確認でき、申立期間においては同保険の適用事業所であった形跡が無い。

また、当時、A 社の事業主であったとともに B 社の代表取締役であった者に照会したものの、回答は得られず、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

さらに、A 社（現在は、C 社）及び B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立人と同様に昭和 59 年 4 月 30 日に A 社で厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年 10 月 11 日に B 社で同資格を取得したことが確認できる者 7 人のうち、生存及び所在が判明した者 6 人に照会したところ、回答があった二人のうち D 職として勤務していたと供述する一人は、「A 社と B 社は同一の事業所であった。当時、A 社が事務所

を新築したことにより経営が苦しくなったため、昭和 59 年 4 月ごろに幹部職員が相談して、経費節減のために従業員の一部を B 社に移籍させることになったが、当時の総務担当者が、同社を新たに厚生年金保険の適用事業所とするための申請を社会保険事務所（当時）に行おうとしたところ、同社においてはその時点で給与の支払い実態が無かったため、社員が一人もいないとみなされたこと、及び同社の住所が A 社と同一であったため、社会保険料を滞納した場合に差し押さえ可能な固定資産が無いことを理由として当該申請は受け付けられず、その半年後にやっと適用事業所となったものである。私たちは E 職であることから、この間の厚生年金保険料を、私を含め移籍させた従業員の給与から誤って又は故意に控除するようなことは絶対にない。」と供述しているほか、E 職補助業務及び F 業務に従事していたと供述する他の一人からも、申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

一方、A 社に係る被保険者原票により、申立期間において同事務所で継続して厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者 4 人は、いずれも、前述の E 職が申立人を含む従業員を B 社に移籍させることを決めた者として名前を挙げた者であるところ、これらの者に当該移籍者の年金記録に空白期間がある理由について照会したものの、このうち二人は「当時のことは記憶していない。」と回答しているほか、他の一人は「当時の資料が無いため分からない。」と回答しており、別の一人からは回答が得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2926

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月 31 日から 59 年 9 月 6 日まで
昭和 51 年 1 月 31 日から 59 年 9 月 5 日まで、A社に代表取締役として勤務した。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間の加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間にA社の代表取締役として勤務していた状況はうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所となった形跡が無い上、商業登記簿謄本によると、平成8年6月1日に解散していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、当時の当該事業所の役員（申立人が名前を挙げた同僚一人を除く。）は、いずれも連絡が取れない上、申立人は、当時の経理事務担当者の名前を覚えていないとしていることから、申立人の厚生年金保険の適用等について供述を得ることができない。

さらに、申立人が、申立期間当時、当該事業所で一緒に勤務していたとして名前を挙げた唯一の同僚は、「私は、昭和49年3月ごろから同年12月ごろまで、A社の前身のB社で勤務したことがあるが、申立期間は、同社に勤務していない。私が同社に勤務していた時は、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、厚生年金保険に加入しておらず、同保険料も控除されていなかった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号。以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）は、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨が規定されている。

そのため、申立人は、申立期間当時の厚生年金保険料控除を確認できる資料を保有していないものの、仮に、申立期間について、申立人に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は、上述のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される者であることから、申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 1 月 1 日まで
昭和 39 年 3 月 5 日に A 社の B 学園に入学し、同年 4 月から同年 12 月末まで C 支店で臨時雇用員及び試用員として勤務し、40 年 1 月からは正職員として勤務した。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、臨時雇用員及び試用員として勤務した申立期間の加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった C 支店作成の人事記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間に C 支店管内の D 事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、C 支店は、昭和 60 年 3 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、E 社では、「C 支店から申立人に係る厚生年金保険の関係資料を引き継いでいないため、申立人の厚生年金保険の適用については分からない。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人は当該事業所の同僚 7 人の名前を挙げているが、オンライン記録によると、申立人と同年齢の同期採用の同僚 4 人及び申立人の上司であったとする二人は、いずれも F 共済組合の組合員となるまでの臨時雇用員又は試用員として勤務した期間において厚生年金保険被保険者資格が確認できない。

さらに、上記同僚のうち、オンライン記録において申立期間に厚生年金保険被保険者資格が確認できる残りの同僚一人は、当該事業所に G 枠として採用された者であり、申立人とは、採用時の状況が異なっている。

加えて、上記同僚7人のうち、既に死亡している一人を除いた6人に照会したところ、全員から回答を得られたが、このうち二人は、いずれも「C支店に臨時雇用員及び試用員として勤務した期間は、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している上、このうち一人は、「私は、当時、父親がA社職員で、臨時雇用員及び試用員であった期間は、父親の被扶養者となっており、厚生年金保険の被保険者ではなかった。申立人も、当時、父親がA社職員であったことから、私と同じであったと思う。」と回答しているほか、残りの同僚からも、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができなかった。

その上、C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票には、申立期間において申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿及び同原票において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B支店に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらったが、同社同支店には、昭和 32 年 12 月から 35 年 1 月までの期間、C業務員として継続して勤務していた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚及び当時のA社B支店長の妻の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社B営業所(支店)に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社B営業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の同社(本店)の事業主、その妻及び同社同営業所の店長(事業主の三男)は既に死亡していることから、両事業所に係る給与関係書類等を確認することができず、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況については確認することができない。

また、当時の事業主の複数の親族は、「A社はD町に本店があり、B市及びE市には支店があった。厚生年金保険については、当初、厚生年金保険の適用事業所となっていた本店において、各支店の従業員を含めて厚生年金保険に加入させていたが、当時、事業主及びその妻は、各支店についても厚生年金保険の適用事業所に該当させることとしたようである。しかし、当時の事情を知る者はおらず、関係資料等も無いことから、申立期間当時の従業員の厚生年金保

険の加入及び保険料控除の状況については分からない。」と回答している。

さらに、A社（本店）、同社B営業所及び同社E支店の各健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社B営業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和33年11月1日に同営業所で被保険者資格を取得した者は7人（申立人を含む。）及び同社E支店が厚生年金保険の適用事業所となった同年8月1日に同支店で被保険者資格を取得した者は5人おり、これら12人全員が、同年6月1日に同社（本店）における厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、各店で被保険者資格を再度取得するまでの期間は、厚生年金保険は未加入期間となっていることが確認できる。

加えて、上記11人（申立人を除く。）の従業員のうち、生存及び連絡先が確認できた者7人全員からの回答において、当該未加入期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる具体的な供述を得ることができなかったことから、事業主は、A社B営業所及び同社E支店の全従業員について、同社（本店）における厚生年金保険被保険者資格を喪失させた後、同社B営業所及び同社E支店がそれぞれ厚生年金保険の適用事業所に該当するまでの期間は、厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

その上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 8 月 18 日から 36 年 12 月 25 日まで
② 昭和 40 年 7 月 1 日から同年 12 月 25 日まで

昭和 33 年 7 月から 36 年 12 月まで A 社に勤務していたが、同社に勤務した期間のうち、申立期間①に係る厚生年金保険の加入記録が確認できない。

また、昭和 40 年 6 月から同年 12 月までの期間は、B 社に期間雇用の C 作業員として勤務していたが、同社に勤務した期間のうち、申立期間②に係る厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間①及び②について、各事業所における厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることができない。

また、当時、当該事業所の取締役であった者（事業主の子）は、「申立人の記憶はあるが、入社したその年内に退職したと思う。」と供述しており、申立人が名前を挙げた同僚 6 人のうち、連絡先が確認できた者 4 人、及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に厚生年金保険の加入記録が確認できる者 4 人の合計 8 人に照会したところ、二人は申立人の記憶がない上、他の 6 人は、「申立人が勤務していた記憶はあるが、入退社の時期など、勤務期間までは記憶にな

い。」と供述するなど、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況を確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、上記の同僚のほか、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和33年9月から36年5月までの期間に被保険者資格を取得していることが確認できる者19人に照会したところ、13人から回答を得られたが、申立期間以前から当該事業所に勤務していたとする者一人を除いた12人全員が、「申立人が当該事業所に勤務していた記憶はない。」と回答している。

その上、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人の雇用保険被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が昭和40年7月1日以降も継続してB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることができない。

また、当時、当該事業所の取締役であった者（事業主の子）は、「私が会社に戻った昭和44年ごろに従業員から、『C作業員の健康保険が、日雇健康保険に変更された。』との話を聞いたことがある。」と供述しており、複数の同僚は、「当時、会社の経営状況は悪化しており、役員及び事務職を除いたC作業員については、健康保険が日雇健康保険に変更され、給与も日給月給で支給されたことがある。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間②直前の昭和40年6月における厚生年金保険被保険者は16人確認できるところ、このうち11人（申立人を含む。）が同年7月1日に被保険者資格を喪失した後、上記取締役が被保険者資格を取得した44年5月1日までの期間は、C作業員とみられる従業員が当該事業所において被保険者資格を取得した記録が確認できないことから、当該事業所においては、申立期間当時のC作業員について、健康保険の適用を一般被保険者から日雇特例被保険者に変更するとともに、厚生年金保険には加入させていなかったものと考えられる。

加えて、申立人同様、当該事業所において昭和40年6月1日に厚生年金被保険者資格を取得し、同年7月1日に同資格を喪失している者6人に

照会し、全員から回答を得られたが、申立人に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることはできなかった。

その上、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 ① 昭和 56 年 3 月から 57 年 9 月まで
② 昭和 58 年 10 月から 59 年 9 月まで
③ 昭和 60 年 11 月から 61 年 6 月まで
④ 昭和 63 年 3 月から平成 2 年 1 月まで

以下の各申立期間に係る標準報酬月額が実際に得ていた給与の手取額より低いので訂正してほしい。

- ① A社に勤務していた申立期間①について、給与の手取りは 15 万円であったが、オンライン記録の標準報酬月額が昭和 56 年 3 月から 57 年 1 月までは 11 万 8,000 円、同年 2 月から同年 9 月までは 14 万 2,000 円となっている。
- ② A社に勤務していた申立期間②について、給与の手取りは 20 万円であったが、オンライン記録の標準報酬月額が 17 万円となっている。
- ③ B社に勤務していた申立期間③について、給与の手取りは 17 万円であったが、オンライン記録の標準報酬月額が 15 万円となっている。
- ④ C社に勤務していた申立期間④について、給与の手取りは 20 万円であったが、オンライン記録の標準報酬月額が 18 万円となっている。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び②について、A社は、商業登記簿謄本によると、平成 8 年 6 月 3 日に解散している上、当時の代表取締役は既に死亡しており、当時の取締役の連絡先も判明しないことから、申立人の厚生年金保険料控除について、関連資料及び供述を得ることができない。

また、オンライン記録により、申立期間①及び②においてA社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は申立人を除き 19 人であり、このうち

生存及び所在が判明した7人に照会したところ、4人から回答が得られたが、いずれの者も同社における申立期間①及び②に係る給与明細書を所持しておらず、また、厚生年金保険料控除についての具体的な供述も得ることはできなかった。

- 2 申立期間③について、B社は、「当時の賃金台帳等の資料は既に廃棄処分しており残っていない。」と回答していることから、申立人の保険料控除について、関連資料及び供述を得ることができない。

また、オンライン記録によると、申立期間③において、B社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は申立人を除き3人であり、この3人に照会したところ、二人から回答が得られたが、いずれの者も当該事業所における申立期間③に係る給与明細書を所持しておらず、厚生年金保険料控除についての具体的な供述は得ることができなかったものの、二人が供述している給与支給額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

- 3 申立期間④について、C社は、「当時の資料は、申立人の退職後10年間は保管していたが、現在は既に処分しており、一切分からない。」と回答していることから、申立人の厚生年金保険料控除について、関連資料及び供述を得ることができない。

また、オンライン記録によると、申立期間④において、C社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は申立人を除き3人であり、この3人に照会したところ、全員から回答が得られたが、いずれの者も同社における申立期間④に係る給与明細書は所持しておらず、厚生年金保険料控除についての具体的な供述を得ることはできなかった。

- 4 申立期間①から④までについて、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者原票において、申立人の標準報酬月額が訂正された形跡は無く、申立人以外の被保険者の標準報酬月額と比較しても申立人の標準報酬月額に特に不自然な点は見当たらない。

また、申立人のすべての申立期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、すべての申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。